

相続に起因する共有者間の 紛争について

弁護士 茶木 真理子

1 はじめに

相続が開始し、相続人が数人あるときは、相続財産は共同相続人にその相続分に応じて共有の状態に帰属することとなり(民法898条、899条)、複雑な問題が生じる。

共同相続となった場合の相続財産の管理については、民法には一般的な規定が何ら設けられていない。この点について、相続財産の共有は、民法249条以下に規定する「共有」とその性質を異にするものではないと解されており(最判昭30. 5. 31、最判昭50. 11. 7)、相続財産の共有の場合にも同条以下の規定が適用されることとなる。したがって、相続財産に関する保存行為は各共同相続人が単独で行うことができる。また、相続財産の管理行為は相続分の割合に従ってその過半数を持って決せられることとなる(民法252条)。

この相続財産の共有状態は、あくまでも、後に相続人間で遺産分割が行われるまでの過渡的な状態に過ぎない。しかし、遺言を巡って相続人間で紛争が生じるなど、実際に遺産分割が行われるまでに長期間要するケースもあるため、遺産分割が行われるまでの間に、相続財産を巡って共同相続人間で紛争が生じる場合も少なくない。

そこで、相続に起因して共同相続人間で生じうる紛争のケースをいくつか例にとり、そのケースに関する最高裁判決の見解を紹介したうえで、現時点で考えられる問題点を整理したい。

2 相続財産が不動産である場合にその占有を巡って紛争となるケース

被相続人が不動産を所有していたところ、相続が開始したために、共同相続人間で共有となるケースは多々ある。一部相続人がこの不動産を単独で占有

している場合、当該不動産を占有していない他の相続人は、占有相続人に対しいかなる主張ができるであろうか。

(1) 明渡請求の可否

まず、他の相続人が占有相続人に対し、この不動産を明け渡すよう求めることができるのか。この点について判断したものが、最判昭41. 5. 19(民集20巻5号947頁)である。同判決は、持分を合計すると過半数を超える相続人が、少数の持分しか有しない占有相続人に対し明渡を求めた事案であるところ、明渡を求めるためには、「明渡を求める理由」を主張立証しなければならないとして、明渡請求を認めなかった。よって、多数持分権者であっても、持分が過半数を超えるというそれだけの理由では、当然に明渡請求をすることはできないことになる。

(2) 非占有者の保護

それでは、どのようにして占有使用できない相続人が保護されるのが問題となるところ、この点については最判平12. 4. 7(裁判集民198号1頁)が判断しており、「不動産の共有者は、当該不動産を単独で占有することができる権原がないのにこれを単独で占有しているほかの共有者に対し、自己の持分割合に応じて占有部分に係る賃料相当額の不当利得金ないし損害賠償金の支払いを請求することができる。」とした。

このように、最高裁は、不動産を占有使用することができない相続人は、占有相続人に対し、自己の持分割合に応じた「賃料相当額」の賠償ないしは返還を求めることにより保護されることを明確にしたといえる。

残る問題は、「賃料相当額」をどのように算定するかであり、実際の訴訟では、この「賃料相当額」を巡って、鑑定が行われることが予想される。この点については、「利用・管理の方法についての協議が調う見込みのない共有物は、通常の賃料額で第三者に賃貸することは困難であるなど、単独所有物のようにその機能効用を十分に発揮した利用をすることは難しいから、損失額・利得額を賃料相当額よりも大幅に低く認定することが可能な場合も少なくない。」との指摘がなされているところである(後掲参考文献①)。ただ、それでも実際どれほどの減額となるのか難しい問題であろう。私見としては、この場合の賠償額は、相続人が占有使用できないことに対する補償であるから、共

有物を第三者に賃貸することを想定する必要はなく、純粋な賃料相当額そのままを損失と捉えればいいのではないかと考える。

(3) 使用利益の返還が不当なケース

以上のとおり、不動産を占有使用することができない相続人は、占有相続人に対し、自己の持分割合に応じた「賃料相当額」の賠償ないしは返還を求めることができるが、占有相続人が相続を機に突然高額な賠償を求められることが不当なケースもある。例えば、占有相続人が被相続人の家族として同居しており、相続開始後も引き続き居住している場合等が想定される。

この点、相続不動産が建物である場合について、最判平8. 12. 17(民集50巻10号2778頁)は、「共同相続人の一人が相続開始前から被相続人の許諾を得て遺産である建物において被相続人と同居してきたときは、特段の事情のない限り、被相続人と右の相続人との間において、被相続人が死亡し相続が開始した後も、遺産分割により右建物の所有関係が最終的に確定するまでの間は、引き続き右同居の相続人にこれを無償で使用させる旨の合意があったものと推認されるのであって、被相続人が死亡した場合は、この時から少なくとも遺産分割終了までの間は、被相続人の地位を承継した他の相続人等が貸主となり、右同居の相続人を借主とする右建物の使用貸借関係が存続することになる」として、使用貸借契約の成立を推認することにより占有相続人の保護を図っている。

この判決で、まず注意しなければならないのは、直接の射程としているのは、建物の場合である点である。よって、相続財産が土地や非居住用の建物の場合は、別途検討が必要である。

また、使用貸借契約が推認されるためには「特段の事情のない限り」という留保が付されているため、被相続人が遺言などで反対の意思を明確にしているような場合は、この「特段の事情」にあたり、使用貸借契約成立の推認が破られることになると考えられる。

さらに、占有相続人が居住以外の態様で建物の使用を始めた場合にも、「特段の事情」に該当するとして、使用貸借契約成立の推認が破られると考えることもできるであろう。なぜなら、最高裁の考えは、あくまでも、被相続人の意思としては、相続の開始前と同一態様の使用を続ける限りにおいて、占有相続人に無償での使用を許したものと

思われるからである。この点については、相続人間で使用貸借契約が推認されるのは、「相続開始前と同一態様の使用を続けることを借主の義務とする約定が付されているものと解すべき」であり(後掲参考文献①)、「居住用建物を改装し、同建物内で商売を始めた場合」や「第三者に転貸したような場合」は用法義務違反(民法594条)により使用貸借契約の解除が認められる余地もあるとの指摘もなされている(後掲参考文献②)。しかし、使用貸借契約の解除と捉えてしまうと、解除自体は「管理行為」として持分の過半数が必要となるから、過半数に満たない持分しか有しない相続人は保護されなくなってしまうという不都合が生じる。よって、占有相続人が居住以外の態様で建物の使用を始めたような場合には、前述のとおり、使用貸借契約は成立しないと考えるべきであろう。

3 相続財産に一部相続人が変更を加えてしまったケース

一部相続人が遺産分割までの間に、相続財産に変更を加えてしまい、これを巡って相続人間で紛争となることも考えられる。例えば、山林を伐採してしまった場合、土地上の建物を取り壊して更地にした場合等である。

そもそも、相続財産に変更を加えることは、共同相続人全員の同意がなければすることができない(民法251条)。にもかかわらず、一部相続人が相続財産の変更を行った場合、他の相続人は原状回復を求めることができるのか。

この点について判断したのが、最判平10. 3. 24(判時1641号80頁)である。同判決は、相続人のうちの一人が他の相続人に無断で相続財産である土地に宅地造成工事を行い、非農地化したという事案であるところ、「共有者の一部が他の共有者の同意を得ることなく共有物を物理的に損壊しあるいはこれを改変するなど共有物に変更を加える行為をしている場合には、他の共有者は、各自の共有持分権に基づいて、右行為の全部の禁止を求めることができるだけでなく、共有物を原状に復することが不能であるなどの特段の事情がある場合を除き、右行為により生じた結果を除去して共有物を原状に復させることを求めることもできると解するのが相当である。」「もっとも、共有物に変更を加える行為の具体的態様及びその程度と妨害排除によって相手方の受ける社会的経済的損失の重大性との対比等に照らし、あるいは、共有関係の発生原因、共有物の従前の利用

状況と変更後の状況、共有物の変更に同意している共有者の数及び持分の割合、共有物の将来における分割、帰属、利用の可能性その他諸般の事情に照らして、他の共有者が共有持分権に基づく妨害排除請求をすることが権利の濫用に当たるなど、その請求が許されない場合もあることはいうまでもない。」としている。よって、他の共有者は、各自の共有持分権に基づいて、共有物に変更を加える行為の禁止を求めることができるだけでなく、原則として原状に復させることを求めることができることとなる。

しかし、実際は、相続人間で紛争になる以上、この事案のように共有物に既に大幅な変更が加えられてしまっているケースも多いであろう。そのような場合には、「共有物を原状に復することが不能である」場合とされたり、相手方の受ける社会的経済的損失が重大であるとして権利の濫用と判断されることも相当あるのではないかと予想される。そうであれば、一部相続人が相続財産に変更を加え、変更後に多大な収益をあげたような場合(上記最判の場合もこれにあたるであろう)、占有使用できない相続人は「賃料相当額」の賠償を求めるしかないのでは、あまりに不公平となるようなケースも想定される。

4 相続財産から生じる果実(賃料等)を巡る紛争のケース

相続財産が相続開始前から他人に賃貸されていたような場合、その賃料を巡って共同相続人間で紛争となるケースが考えられる。

この点については、最判平17. 9. 8(民集59巻7号1931頁)は、「遺産は、相続人が数人あるときは、相続開始から遺産分割までの間、共同相続人の共有に属するものであるから、この間に遺産である賃貸不動産を使用管理した結果生ずる金銭債権たる賃料債権は遺産とは別個の財産というべきであって、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得するものと解するのが相当である。遺産分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずるものであるが、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得した上記賃料債権の帰属は、後にされた遺産分割の影響を受けない。」と判断した。

この判決に従えば、例えば、相続人がX、Yの2名で、相続財産としてA、Bという二つの貸地がある場合、後に遺産分割でXがA土地、B土地両方を相続することになったとしても、遺産分割までの間のA土地、B土地の地代は、X、Yそれぞれに2分の1ずつ帰属

することになり、全てがXに帰属することにはならない。

5 最後に

前記2の場合については、同居相続人のみが使用利益を独占することとなり、どうしても相続人間で不公平が生じることが予想される。この点については、後掲参考文献②では、相続人間の利害調整の方法として、特別受益(民法903条)として考慮する方法が紹介されており、参考になるとと思われる。

参考文献

- ①野山宏「平成8年最判解説(民)(下)1002頁」
- ②奥野寿則「相続人の一部が共同相続財産を単独で占有使用する場合の法律関係について」(判タ1236号58頁)
- ③松原正明「判例先例相続法 I」日本加除出版株式会社